

第百四十二回国 参議院国民福祉委員会會議録第四号

平成十年三月十九日(木曜日)
午後四時三十九分開会

委員の異動

三月十二日
常任 常田 享詳君
補欠選任 下稲葉耕吉君

三月十三日
常任 下稲葉耕吉君
補欠選任 常田 享詳君

三月十八日
常任 今井 澄君
補欠選任 竹村 泰子君

三月十九日
常任 釘宮 磐君
補欠選任 小山 峰男君
濱四津敏子君 統 訓弘君

出席者は左のとおり。

委員長 山本 正和君
理事 尾辻 秀久君
南野知恵子君
水島 裕君
渡辺 孝男君
清水 澄子君

委員 阿部 正俊君
石井 道子君
佐藤 泰三君
田浦 直君
常田 享詳君
中島 眞人君
中原 爽君
小山 峰男君

國務大臣

厚生 大臣 小泉純一郎君

政府委員

外務省総合外交政策局長 上田 秀明君
厚生省保健医療局長 小林 秀資君
厚生省社会・援護局長 炭谷 茂君

事務局側 常任委員会専門員 大貫 延朗君

説明員

内閣総理大臣官房参事官 笹島 誓行君
総務庁恩給局審議課長 黒羽 亮輔君
外務省アジア局長 佐々江賢二郎君
北東アジア課長 佐藤 重和君
外務省アジア局中国課長 井上 源三君
自治大臣官房広報室長

本日の會議に付した案件

○戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山本正和君) ただいまから国民福祉委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨十八日、今井澄君が委員を辞任され、その補欠として竹村泰子君が選任されました。

また、本日、濱四津敏子君及び釘宮磐君が委員を辞任され、その補欠として統訓弘君及び小山峰男君が選任されました。

○委員長(山本正和君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案を議題といたします。
まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。小泉厚生大臣。

○國務大臣(小泉純一郎君) ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

戦傷病者、戦没者遺族等に対しては、その置かれた状況にかんがみ、年金の支給を初め各種の援護措置を講じ、福祉の増進に努めてきたところでありますが、今回、年金等の支給額を引き上げるとともに、国債の最終償還を終えた戦没者の父母等に対し改めて特別給付金を支給することとし、関係の法律を改正しようとするものであります。

以下、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正であります。これは、障害年金、遺族年金等の額を恩給の額の引き上げに準じて引き上げるものであります。

として、百万円、五年償還の国債を改めて支給するものであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(山本正和君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○竹村泰子君 民主党の竹村泰子でございます。
この問題、戦傷病者戦没者遺族等援護法の問題につきまして、私は毎年のように、九四年、九五年、九六年というふうに厚生や予算で質問をさせていただいております。小泉厚生大臣に質問申し上げますのは多分初めてだと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

日本は、戦時に約四十五万人の朝鮮人、台湾人を軍人軍属として服務させ、そのうち約五万人が亡くなっておられます。傷病者数は未公表であります。戦後の占領下では、非軍国主義化推進のため軍人恩給などは廃止され、一般的な社会保障制度の中に統合されました。

しかし、一九五二年四月、対日平和条約が発効して日本が主権を回復すると、まず戦傷病者戦没者遺族等援護法が制定され、翌年には軍人恩給も復活しております。これら十四本の援護諸法によりまして、現在毎年約一兆五千億円が支出されております。被爆者援護法以外にはすべてただし国籍差別が存在しているわけであります。

在日韓国人の戦傷軍属石成基さんは右腕を失いましたが、同じ戦傷を負う日本人は、五二年四月から九八年三月までに石さんと同じ条件であればおよそ七千万円の補償を受けられたと、私の調査ではそうっております。石成基さんは、国籍を

理由に皆無であります。
そこで伺いをいたします。

援護法の国籍条項は、人権の国際的保護に反しないのでしょうか。国連との関係で考えていきな

国連の規約人権委員会における日本政府第三回報告、報告をしなければならぬ決まりでありまして、この九三年十月に第三回の報告をされているわけでありま

その「主要な懸念事項」ということで、規約人権委員会から指摘を受けております。

委員会は、日本において、在日韓国・朝鮮永住者、部落社会の成員、アイヌ少数民族などの社会集団に対する差別的慣行が日本に存続していることについて懸念を表明する。刑事法の下で、永住権のある外国人が証明書を常時携帯義務を負い、日本国籍者にはこれが適用されないことは、規約と合致してない。更に、旧日本軍に従軍した韓国朝鮮及び台湾出身者で、もはや日本国籍を有していない者が、年金において差別されている。

こういう国連人権委員会の「主要な懸念事項」というのが九三年十一月五日に指摘をされております。

このコメントに対して、政府はどう対処するのでしょうか。

○政府委員(上田秀明君) 御指摘の国連人権規約、いわゆるB規約のもとでつくられておりますB規約人権委員会、委員の方々からの指摘があり、かつ懸念ないし勧告等の中で、今、先生御指摘のような指摘があったことはそのとおりでございます。

その際、我が方の政府の代表として、その委員会におきまして我が方の政府代表から以下のような趣旨の説明を行っております。

援護法による援護は、軍人軍属等の一定の戦争犠牲に対する国家補償的な性格を有しており、その支給範囲、内容等は極めて高度な政策的判断を要する立法政策上の事項である。同法の立法をめぐり諸事情の一つである我が国と朝鮮半島、及び台湾との間の財産請求権の問題については、我が国とこれら地域との間で何らかの特別取り決めに締結することにより解決していくことが念頭に置かれていたと考えられる。こうした事情のもとで援護法の国籍要件が存在している。こういうような説明を行っております。

このB規約人権委員会からの指摘等に対しまして我が方の最終的な対応、いろんな場面があるかと思ひますけれども、それにつきましまして、それぞ

○竹村泰子君 なぜこれが合理的な差異なのでしょうか。そういうお答えを国連でもずつとしておられるわけですね。

この記録を見ますと、アギラーさんというコスタリカの方の質問は、

現在、彼らは、他の日本軍人であった人々に与えられている権利の享受を奪われています。彼らのある者は、過去において日本国籍を有していましたが、戦後の状況により、他国の市民となり、また、日本軍に属していたことを理由に、彼らは彼らの国において差別されています。そのほか、日本国民である退役軍人と日本国民でない退役軍人との差もあります。国籍を有する者は退役軍人恩給を受ける資格がありますが、朝鮮・韓国、台湾人の(旧日本兵であった)者は資格を持っていません。このことを三人の委員から指摘をされているわけ

ですけれども、日本政府の答弁は、一貫して「立法政策の問題であり、その政策決定は極めて高いオーダーのものであります。」「廃止することは困難です。」「というふうにならずと答えておられるので

そこで伺いたしますが、私、手元に九七年六月にお出しになりました第四回報告の仮訳をいただきました。この中には、この問題が第三回、この前の指摘でどういうふうな三人の委員から指摘をされ、しかも「主要な懸念事項」というふう

○政府委員(上田秀明君) 先ほど申し上げましたように、それぞれの委員会等の場で提示あるいは指摘を受けた事項につきましては、もちろん

○竹村泰子君 ちよつとよくわからない答弁なんです。これは五年ごとですよ。ですから、この前の審査で主要な懸念だというふうに言われたのは九三年であります。一年ほど審査をしたわけ

○政府委員(上田秀明君) 繰り返したことになります。御検討もあらうかと思ひまして、私どももいたしましては、今度の審査その他御質問等にお答えする、あるいは御指摘にお答えすることもあらうかと思ひますが、ただいまの報告につきましましては

先ほど申し上げたようなとおりでございます。○竹村泰子君 これは大臣には後でお聞きいたしますけれども、援護法の問題です。厚生省が主管であるわけで、厚生省がうんと言えはいいことなのかもしませんけれども、こういう状況であるということはどうぞおわかりいただきたいと思ひます。

八二年六月、外務省の「負傷又は戦死した外国人に対する欧米各国の措置概要」という調査によりますと、米、英、伊、仏、独、いずれも外国人元兵士等に対して自国民とは同様の補償を行っております。

この五カ国、もう大臣はお気づきだと思ひますが、カナダが入れば現在のサミット参加国であります。カナダは植民地がなかったたので該当者はいません。サミットの参加国で、戦後補償で差別を設けているのは日本だけなのではないでしょうか、いかがでしょうか。

○説明員(佐藤重和君) ただいま御指摘がございましたとおり、外務省において一九八二年に欧米各国の施策状況というものを調査いたしました。いわゆる外国人の元兵士の人々に対していかなる措置を行っているかということについて調査を行ったわけでございます。

その調査結果によりますと、その当時の時点でございすけれども、米、英、仏、伊及び当時の西独でございすますが、こうした各国では外国人の元兵士等に対し年金ないし一時金を支給しているというところでございました。

ただ、具体的な支給の内容でございすけれども、その年金の種類あるいは金額といったことにつきましましては、各国において、例えばフランスやドイツにおいては金額あるいは種類において……○竹村泰子君 済みません、時間がないので、わかつていくからいいです。

○説明員(佐藤重和君) はい。自国民と若干差を設けているというケースもございす。また、米

せん、時間が少しなものですから。

それでは、お尋ねいたします。

これは私、前にも聞いていたことなんですけれども、国連の規約人権委員会は、フランスが旧植民地のセネガル兵士の年金を途中から据え置いた、やめたんじゃないですよ、金額を据え置いたことに対して、八九年、国連による差別だと判定しました。判定した理由は、セネガル人もフランス人も提供した軍務は同じであるということですから。フランスは、この決定に従いましてその後は正措置をとりました。

厚生大臣、お伺いいたします。現在国籍条項の廃止を求めて訴訟中の在日韓国人と援護法の対象となっている日本人との間に、軍務提供における差異があったとお思いですか、どうですか。大臣、お願いいたします。

○政府委員(炭谷茂君) まず、軍務提供については日本と在日の韓国人の方との差はなかったんじゃないかというふうに思います。

○竹村泰子君 どうお思いですか。

○国務大臣(小泉純一郎君) 今、政府委員が答弁しましたように、同じような軍務提供がなされたのではないかとお思いです。

○竹村泰子君 日本は人権規約の議定書を批准していないので、既に批准を済ませていたフランスのような規約違反の判定がなかっただけではないのかとお思います。そういう隘路を求めてという逃げ道を求めて、何とか逃れようという長年の何か姿勢が見えるような気がしてならないのです。

けさの毎日新聞は一面トップで、従軍慰安婦問題について「個人に補償を」と。韓国の新しい金大中政権の朴定洙外交通商相が十八日、毎日新聞など複数の報道機関と会見して、これまで私どもも戦後補償の問題、従軍慰安婦の問題、いろいろかかわってまいりましたけれども、韓国政府がどのように正式に向こうから日本は個人に補償するべきだと言ったのは恐らく日韓条約以降初めてではないかというふうに思います。これは在日の朝鮮、韓国の方たちのことは触れておりませんけれども、

日韓請求権協定では、戦後処理は完全かつ最終的な解決がされたと日本政府は主張しておりますけれども、在日韓国人の戦傷病者、戦没者の戦後補償はその枠外ではないかと韓国政府は在日の戦傷病者の補償について協定の第二条第二項(a)を根拠に日本側の対応を求めていることは、外務省はよく御存じだと思います。

毎年年末に開かれていた日韓局長会議で、韓国側は在日韓国人の戦傷病者の戦後補償問題を毎年提起しているのではないのでしょうか。これまでの日本政府の対応はどうなっておりますか。

○説明員(佐々江賢一郎君) ただいま先生が御指摘になりましたように、この問題については従来から日韓の当局間で話し合いが行われております。

とりわけ、平成三年一月に日韓両国の外務大臣間で在日韓国人の法的地位及び待遇に関する覚書に署名を行って以降、この問題に関する日韓局長級協議を年一回程度実施しております。その協議の場におきまして、韓国側より、援護法の国籍条項を撤廃して在日韓国人への補償の道を開いてほしいという要望が寄せられております。

これに対しては、日本側からは、この問題については六五年の協定第二条第一項によつてこのように韓国の側の主張を含めて完全かつ最終的に解決されたことになるということが日本政府の立場であるということをお答えしているわけでございます。

○竹村泰子君 もうそれは言わずともおわかりのとおり、戦後五十二年たっております。旧軍人軍属であった在日の外国人に対して、高齢に達した今なお戦後処理の諸問題は残っており、人道的な見地に立つて、関係省庁が一体となつて必要な措置を図るべきではないかと思ひますが、厚生大臣、そして外務省、両方にお尋ねを申し上げます。

○国務大臣(小泉純一郎君) お話を伺ってまいし

て、これは実にお気の毒なことだと思ひますけれども、この問題は長年言われてきて、いつも解決していない。日本だけの問題じゃない、二国間の問題がある。また、植民地等、かつての韓国、台湾等の問題、この人々の財産請求権の問題については、既に昭和二十七年のサンフランシスコ平和条約において、二国間の外交交渉により解決することとされ、韓国との間では昭和四十年の日韓協定により、韓国側については補償問題は在日韓国人を含めて、法的には解決済みと承知しております。これはもう今の段階で、厚生省だけとか私の判断では解決できない問題だと私は心得ております。

したがって、非常にお気の毒なんです、事情を聞けば聞くほど、本当にこれは不公平だとか、お気の毒だなどという気持ちはわかります。在日韓国人である元日本軍人軍属の方々にとつては、私はふんまんや方ない気持ちも十分わかりますが、現時点で何らかの救済措置を講ずることは、もはや困難ではないかというふうに残念ながら考えております。

○委員長(山本正和君) 外務省、よろしいか。

○竹村泰子君 同じ答えだったら結構です、時間がない。毎年同じ答えを聞かされておりますので。

小泉大臣、今のお答え、大臣のお立場として、確かに壁が厚いのはよくわかりますけれども、これは厚生省が、年金差別があったのだと、これは国際的にも問題にされているんだということ、年金差別をなくします、在日の人たちにきちんと差し上げますと言ったら、韓国政府は別にそのことを困りますとか、いや辞退しますとか、やめてくださいとか言うわけはないので、二国間の問題とおっしゃいましたけれども、それはぜひお考えをいただきたいと思ひます。

数々裁判が起されておりますが、判決理由で、立法の不作為、東京地裁、違憲の疑い、大阪地裁、その他大津地裁も立法措置を講じるかは国会の裁量として立法府に預けております。

共通していることは、戦後処理に未解決の問題があり、法の谷間で、母国からも疎外され、そして日本からも外国人だと言われ、その谷間で苦しめ、悲しんで死んでいかれます。一昨年も一人、鄭商根さんという大阪の方が亡くなりました。それに立法府として、政治的な解決策を求められているのではないのでしょうか。

せめて被害者の声を聞く公聴会あるいは参考人質疑のような形で、これは委員長にお願いでございますけれども、じかに声を聞いてあげてほしいと、そういうお願いをしたいと思ひますが、委員長、いかがでございますでしょうか。

○委員長(山本正和君) 後ほど理事会において、ただいまの御意向については協議いたします。

それでは、竹村君、時間が参りました。

○竹村泰子君 ありがとうございます。

○渡辺孝男君 公明の渡辺孝男でございます。今回の法案の改正のつきましては、恩給の改善に準じて引き上げられるものであり、妥当と考えております。

さて、本法案に関連いたしました、援護事業について、二、三質問させていただきますと思ひます。

最初の質問でありますけれども、先ほど竹村泰子委員が詳しく述べられましたけれども、私もこの点に関しまして質問させていただきますと思ひます。援護法関係では、いつも論議的になります朝鮮半島あるいは台湾出身の元日本軍人軍属であった方々で、国籍条項、戸籍条項により戦後補償が受けられない人がおられる問題であります。

戦後五十年を過ぎ、あと三年弱で二十一世紀を迎える年代になったわけでありまして、今世紀中に起こった悲惨な戦争被害の問題は今世紀中にきれいに解決して明るい新世紀を迎えたい、そのように願ひ思ひで申し上げるのでありますけれども、やはりこのような人々に対しまして国籍条項、戸籍条項を撤廃して補償の道を開くべきではないかと考えます。

前の竹村委員と同様の質問になってしましますが、これに對しましては厚生省の見解をもう一度お伺いしたいと思います。

○政府委員(炭谷茂君) 援護法には国籍要件が設けられているわけでございますけれども、その理由といたしましては、繰り返しになりますけれども、一つは朝鮮半島や台湾のいわゆる分離・独立地域に属する人々の財産請求権の問題については、昭和二十七年のサンフランシスコ平和条約において二国間の外交交渉により解決されたこと、もう一つは、援護法が国籍事項を有する恩給法に準拠して制定されたものであることによるものであります。

このような考え方から、援護法の国籍要件を撤廃することは極めて困難ではないかと考えております。

○渡辺孝男君 先ほども厚生大臣のお考え、御所見をお述べいただきましたけれども、気持ちとしては非常にお気の毒というふうな表現でありました。しかし、救済は困難であるというふうなお答えであつたかと思ひます。やはり、人道的な立場からはどうしても何らかの対応をすべきでないかなというふうに考えるわけであります。

次善の策として、何かそういう方々に対して支援の方法がないのかどうか、もう一度厚生大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○国務大臣(小泉純一郎君) 国籍というのはいかに重要かと、同時に人間というものは随分、運、不運というのがあるんだということを感ずる。この在日韓国人についてはもう本当にお気の毒としか言ひようがない、本人の立場に立てばふんまんやる方ないというのはいかれます。しかしながら、これは外交交渉にも絡んでくる問題でありますので、今、局長のした答弁の域を越えることは私も無理ではないかと思つております。

○渡辺孝男君 今、運、不運というふうなお言葉がありましたけれども、やはり一人の人間として考へてみまして、運、不運でそういうふうな運命が左右されるのは非常に問題ではないかというこ

とであります。今後とも前向きに、今世紀中に、二十世紀中に何とか補償の道が開かれますようこれからも御努力いただきたい、そのように考える次第であります。

次の質問に入らせていただきます。

中国残留邦人等の援護対策について質問をさせていただきます。

平成九年度予算では、これらに関する予算は三十一億二千六百万でありましたけれども、平成十年度の予算案では二十六億三千七百万に削減となつております。この削減の理由は、対象となる世帯、人数が減少したことに伴う比例した削減なのか、その点につきまして厚生省にお伺いしたいと思います。

○政府委員(炭谷茂君) 今、先生が御指摘されましたように、平成十年度の予算案額が減額になっておりますけれども、これは永住帰国の見込みの世帯数の減や一時帰国見込み世帯数の減少によるものでございます。

○渡辺孝男君 次に、中国の在留邦人の方で日本に永住帰国者として来られた方の中にも、まれではありますけれども、再び中国の方に戻られた方もあるというふうな聞いております。どの程度あるのか私自身知りませんが、その点に關しまして厚生省の方で把握しているのかどうかお聞きしたいと思います。

○政府委員(炭谷茂君) 中国へ再び帰国された方の全容については、すべては厚生省で把握することとはできない状態でございますけれども、身元引受人からの報告を私どもも受けています。この報告を私どもも受けています。これはある程度限界があるわけではございますが、身元引受人からの報告のあつた数というのを見てみますと、平成七年度以降で七人の方が中国に再びお帰りのなつたというふうな報告に接しております。

○渡辺孝男君 七人の方がお帰りのなつたということ把握しているということでありまして、これも、当初来られたときには日本に永住帰国するということであつたと思ひます。そういう方々が

やはり再度中国に戻れるということはそれなり大きな理由、原因があるものと思ひます。その理由、原因につきまして調査されておりましたらばお聞きしたいと思います。

○政府委員(炭谷茂君) これも身元引受人からの情報でございますけれども、帰国された理由については、本人や御家族の健康上の問題や中国に残された養父母の病氣などというふうな健康上の問題が多いように報告を受けております。

○渡辺孝男君 特に日本での受け入れ体制に不備があつたとか、そういうものが理由となつて再度中国に戻られたというふうなことはございせんか。

○政府委員(炭谷茂君) 帰国される理由というのはさまざま理由があるからだと思います。病氣も一つの大きな原因になっておりますけれども、中には言葉の問題というののもあつた理由というふうなこともあります。また今、先生の指摘された中には該当するものもございました。日本での生活適応能力がないためというのを掲げた人が一名いらっしゃいました。

○渡辺孝男君 山形県でも前に一人お戻りになつたということでありまして、やはり言葉の問題というものが大きな障害にもなつていたということでありまして、高齢で日本に來られて、最初は永住できそうだなという気持ちで來られるんだと思ひますけれども、やはり生活習慣、言葉、そういうものの障害というのはいかに大きなことと。日本におきまして、高齢者が別なところに転居する場合にはやはりいろいろな環境の違いで困つてしまつたというふうなことも多々あるわけでありまして、そういうこともありますので、永住帰国者に対しては日本の生活状況等のオリエンテーションといひますか情報提供というものをしっかりとやつていただいて、また中国にに戻らなければならぬというふうな大変な事態にならないように努力していただきたいというふうに考える次第であります。

それから、永住帰国者の抱える問題として就職の問題があると思ひます。やはり就職に困られていてというふうな方も多いというふうな聞いております。これは要するに必要なんですけれども、近年の雇用状況の悪化に伴ひまして、永住帰国者の方が特にそういう職を失うとか就職が困難になるというふうなことがないように、厚生省としても労働省と十分連携をとりながら、日本で自立した生活ができるように十分支援をしていただきたいというふうに考える次第であります。

○清水澄子君 先ほどから質問がございしますが、私も同じ問題を質問したいと思ひます。

第二次世界大戦時には日本政府の命令によつて日本兵として召集され、そしてあるいは軍属として徴用されて、そしてその後戦死した人もいます、またはその後いわゆる傷痍軍人というんですか、そういう戦傷病者となつた旧植民地出身者、その人たちの本人と遺族というのはこの援護法においては対象外にされているというの、何といつても、やはりそれはその当時の歴史的ないろいろな事情があつたとしても、私は今この問題はもう一度考へてみる問題ではないだろうかと思ひます。

特にそれは、私は在日韓国人・朝鮮人の皆さんたちの問題をきょうは重点に伺ひますけれども、やはり当時二万二千八百八十二人という方が召集を受けたわけですね。その後この人たちの中で日本にそのまま在住している人の問題でございます。

そこでお尋ねしたいわけですが、昨年のこの委員会でも同じように今井議員が質問されておりました。そこでは、そういう在日韓国人・朝鮮人で日本に永住している人の戦傷病者とか遺族の方で障害年金や遺族年金等を請求した人の数は十六人という答弁をしてもらいましたが、その後、数は変わつていないでしょうか。

○政府委員(炭谷茂君) この調査は大変困難をきわめる調査でございますので、膨大な原本に当たつ

て調査いたしましたところ、現在二十四名の方が該当するということが現時点で判明いたしております。

○清水澄子君 では、最近大津の地裁に旧日本軍の軍属として徴用されて負傷した日韓国人の姜富中さんが国籍を理由にこの援護法に基づく障害年金が支給されないのは憲法違反だという訴えをしております。私はその裁判の内容を今何うのではありません、あの姜富中さんと同じ障害を持つ日本人の戦傷病者、そういう方であったならば、この援護法の適用を受けていた場合、今日現在一体どれだけの国家補償を受けているのでしょうか。それは総額と年間の額をお答えいただきたいと思います。

○政府委員(廣谷茂君) 姜富中さんの提出された資料から判断いたしますと、戦争公務による障害の程度は第一款症という部類に相当するわけでございます。これに相当した場合の障害年金の額は年額で、平成九年度でございますが百八十一万三千円、昭和二十九年四月から現在までの総額を合計いたしますと三千六百六十七万五千五百円になります。

○清水澄子君 ですから、もしこの援護法の適用を受けていたならばそれだけの手当は受けられていたということ、ここに、同じ日本軍人として召集されたり軍属として徴用されて、そしてけがをしていてもゼロという、こういうことがこの数字でも明らかだと思っております。しかも、この在日韓国人、いわゆる旧植民地出身者の人たちは、先ほど大臣がサンフランシスコ条約でということをおっしゃいましたが、あの条約の締結のときに本人たちの意思を確認しないで日本政府は一方的に国籍を剝奪したわけであるわけですか。それから、そういう法律上の問題をきょう話していますと時間非常に少ないので外しますが、その後の日韓条約の問題につきましても、韓国政府は日本政府との間に見解の相違があるということをおっしゃいます。このこともまた今の政権は何かの措置を要求してくるのではないかと私は危惧

をしております。こういう問題は、自分たちが主體的に人道の見地から問題を解決したいのではないかとおっしゃって伺いをしたいわけですか。さて、この問題はこれまで国会で幾度か取り上げられて、一九八七年五月十五日の衆議院の社会労働委員会ではつきり、「かつて日本国籍を有していた旧軍人軍属等及び旧国家総動員法による被徴用者等に係る戦後処理のなお未解決な諸問題については、人道的な見地に立ち、早急に、関係各省が一体となって必要な措置を講ずるよう検討すること」という附帯決議の動議が提出され、全会派一致で採択をされているわけでございます。

このことについて、厚生省はその後これについて附帯決議を実行するため何か努力がありましたか。簡潔にお願いいたします。

○政府委員(廣谷茂君) 先生が引かれたこの昭和六十二年の附帯決議は、昭和五十七年から続けて出されてきているものでございます。

当時の状況を見ますと、国会の審議また国会議員の方々の取り組みを見ますと、これは台湾住民の方への補償問題を念頭に置いて、これを背景にして盛り込まれた附帯決議ではないかと考えているわけでございますが、これにつきましては六十二年九月に関係法律が成立しているわけでございます。

○清水澄子君 なかなかこの問題が国会というレベルで解決しない。そこで、在日韓国人の皆さんたちはこの国籍差別は不当だという訴訟を起こされまして、三つの裁判で一番判決が行われているわけですが、いずれも請求棄却であるわけですが、でも、その三つの裁判で共通していることは、東京地裁では立法不作為の状況というものは立法でこれはやれることだ、大阪地裁は違憲の疑いがある、大津地裁は違憲とは言えないけれども立法政策に属する問題である、この三つの裁判とも政治に施策を求める点では一致をしております。つまり、これは政策で解決できるのではないかとということとを注文していると思うわけです。

さきのこの委員会でも、厚生大臣は対馬丸事件の海上慰霊祭の問題について、そこでの惨憺の事情をお話しになりました。そのときに、どんなに戦後年数を経ても肉親を失った者の悲しみの深さ、戦争の傷跡の大きさを実感したとお話になつていて、本当にそうだろうと私もしみじみとお伺いしております。しかし、同じ戦争で戦争といっても特に日本のために戦った人たちの在日韓国人・朝鮮人の戦争犠牲者の心の傷にみそれから戦争犠牲者の深さ、そしてそれは遺族にとりましても本人にとりましても非常にその傷は大きいと私は思うわけですが、そういう意味で、これは私は絶対に政策として人道上の立場から救済措置を考えるべきだと思います。

そういう意味で、援護法の対象に今からするといふのが非常に困難であるとするならば、私は二つの方法を提案したいと思います。

それは、先ほども一体何人が申請していますかと申し上げた、二十四人、非常に少ない。それは、ほとんどもうそういうことを請求できないという立場からやっております。ですから、多くの方が亡くなつておられます。ですから、非常に少ない数なんです、どんなにふえても三千人いないだろうと言われているわけですから、これは一つは特別法をつくって救済することができたらどううと私は思います。

もう一つは、旧日本赤十字社救護看護婦の処遇というのがありますね、旧日赤の救護看護婦の方も軍人でないために補償がありませんでした。この人たちのためには予算的な措置で慰労金を出すことをやっております。

そういう意味で、大臣ぜひ人道的な立場から、特にこれからの日韓の関係も、それから日本の歴史的な過去を本当に人道、民主的な立場から解決していくために、どうぞそういう意味での政策的な道を開いていただきたい。このことを強く申し上げて、大臣の前向きな御答弁を私は期待いたしますして質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(小泉純一郎君) 一般の人から比べれば私もよく戦争の書物、歴史書は読む方だと思っております。そういう当時の事情を考えてみても本当にお気の毒としか申しようがない。もし私がそのような立場だったらこんなふんまんやる方ないことではないと思うんです。

しかしながら、委員会で、国会で全会一致の決議がこの五十年間何で実施できなかったかというこの問題は根が深い、そういう点も考えていただきたい。これは単なる日本の問題じゃなくて、韓国、台湾、よその国との外交関係にも発展する。私は本当に同情した気持ち、言うのはいいいんですけれども、実際、政治的な問題解決になつたらどういふ收拾策があるのかということ、恐らく先人の大臣たち、国会議員の先輩の方々が御苦労されたと思うんです。それがいまだできないでいる。これは本当にお気の毒としか言いようがない。

私はこの問題は今の時点でのいふ解決方法があるかわかりません。大変残念です。

○西山登紀子君 日本共産党の西山登紀子でございます。

私も当委員会に所属して六年目を迎えるんですけども、毎回この戦傷病者戦没者遺族等援護法のときには戦争の問題に触れて、まだまだ戦後処理は終わっていないという実感をいつもしている一人でございます。身元引受人の問題とか、それから帰国者の国籍取得問題、あるいは満蒙開拓義勇軍の問題等々今までも質問をさせていただきまして。

きょうは中国残留孤児の問題に関連をいたしまして、自立指導員の問題を質問したいと思っております。

永住帰国者の帰国が相次いで、過去五年間で二世、三世といった世帯も含めると合計約六千人に及んでいるわけです。この永住帰国者の方々が実際に住んでいる日本の中で定着をし、また自立した生活を営んでいくには、やはりそれは想像以上の困難があるということなんです。

実は私も、地元京都ですけれども、最近二十人

ばかりの方に集まっていたまして、お話を伺ってききました。確かに言葉の壁というのは想像以上に大きくて、実際日本語が話せる方は二十人の中であつたお一人です。その方はかなり年齢が高い十歳ぐらいのときに中国に渡られたというところから、日本語がまだ少しあるから戻ってきて習得が遅いわけですが、ほとんどの方は自立指導員の通訳がなければ、これは私にも実情が通じませんでした。例えば病院に行くときに大変だとか、あるいは子供の教育も大変、就労の問題も大変、いろいろ訴えられました。養父母のお墓参りにも行きたいんだという人、必要があつたわけですが、それは全部自立指導員の通訳を介してしか私は理解ができない。こういう中で大変もどかしさも私自身が感じたところでござい

ます。とりわけ、地域で生きていく上で一番問題なのは何かといえば、病気になったときにお医者さんに病状が説明できない。そのときに自立指導員の人が身近にいればいいんだけど、身近にいない。だから、先ほど言いましたように、帰ってきた人で言葉のわかる人のところに集中してしまつて、そういう人がボランティア的にいろいろお世話をしているというお話を伺つたわけでござい

ます。こういう実情をお伺いするにつけて、国と自治体は大いにバックアップする、もつとつとできることがあるのじゃないかなという思いを強くしたわけです。そこでお願いいたしますけれども、自立指導員の制度というのがあるわけですが、これは時間の関係で私の方からどんな業務内容かというのを述べさせていただきます。

自立指導員の業務内容、厚生省の文書によりまして、永住帰国者等の日常生活の諸問題に関する相談に応じた必要な助言、指導を行う。場合によっては窓口に行方して、福祉事務所など公的機関との緊密な連絡を保つて仲介役をする。また、日本語の指導、日本語教室及び日本語補講につい

ての相談及び手続の介助を行う。職業訓練施設で受講している永住帰国者等の諸問題に関する相談に応じて必要な助言、指導を行うとともに、円滑かつ効果的な職業訓練が行われるよう援護措置を講じ、もつて技能習得後の雇用安定が図られるよう配慮するものとする。自立指導員の方々の仕事は大変重要な内容でござい

ます。ところで、この永住帰国者がこうした自立指導員を派遣をしてもう期間問題なんです、この期間が実は限定をされているわけですが、この期間について説明をさせていただきます。

○政府委員(炭谷茂君) 期間につきましては、その自立指導員が発足いたしましたときは、五十二年でござい

ますが、一年間という形になっておりまして、原則三年までという状況になっております。しかし、三年を超えてもなお継続して派遣する必要がある世帯につきま

しては延長することができるといふようにしております。○西山登紀子君 その弾力条項があるんですよ、事情があれば三年以上延長していいと。弾力条項があるわけですが、その弾力条項を使つたケース、それは統計的に把握されていま

すか。○政府委員(炭谷茂君) ただいま手元には持つておりませんけれども、必ずしも珍しくはないと、相当あるというふうに承知しております。

○西山登紀子君 この弾力条項というものは今かなりあるとおっしゃつたけれども、実は統計的には把握されていないんですよ、昨日お聞きしたところでござい

ます。それで問題は、私の調べでは、この派遣期間を延長できるという弾力条項が十分活用されていないという問題が実はあるわけ

です。先ほど私がお話しした通訳をしてくれた自立指導員の方は、四年目以降は無償でボランティアで自立援助の活動をしている。つまり延長が必要ときに延長できるといふ制度は実は京都ではとられていない、知らないといふことを言われました。

そこで、私もいろいろ勉強してみたのですが、れども、なぜ弾力条項があるのに活用されていないん

でしようか。実は厚生省のこの弾力条項というものは対策室長の名前で各県の担当者あての文書には確かに書いてあるわけ

ですが、その中身も延長するときは一々厚生省と協議をして、このケースはこういうことで延長したいんだけどという協議をしないといふことが義務づけられてい

るわけですね。最初はこの方には自立指導員が必要で

すという判断は都道府県知事の判断でいいとなつて

いるのに、延長するときにはわざわざ一々厚生省との協議が義務づけられてい

る、だから使いつらい、こういうことが一つの原因ではないかと私は思

うわけです。さらに、もつといふいろいろ調べてみると、問題だ

なと思つたのは、厚生省自身がそういう弾力条項があるといふことを自立指導員の皆さんやあ

るいは対象となる方々に実は知らせる努力をなさつていないんじゃないかといふふうに思

うわけです。昨年秋の自立指導員の研修会で配られた資料を見せていただいたわけですが、どこを

探しても弾力条項というものが見当たらないんですよ。どこを探しても書いていない。自立指導員の対象は三年だつて書いてある。それから、さらにいえば、各県にまた厚生省が社会・援護局長の名前で実は通知を出しているわけですが、自立指導員の派遣等に関する実施要領という通知にも派遣は三年としか書いていないので、どこを探しても実はこの室長の通知以外にはないのだと探しても実はこの室長の通知以外にはないのだと厚生省の文書の中にこの弾力条項が見当たらないんですよ。この見当たらないといふことは、結局は制度としてはないといふことに等しいんじゃないで

しょうか。せっかく持つていらんだとおっしゃるんですけれども、実はどこを探してもないし、一

番使う自立指導員の方にも対象者の方にもそのことが知られないといふのは、これはちよつと改善す

る必要があるんじゃないでしょうか、どうで

うか。○政府委員(炭谷茂君) まず、弾力条項につきましては公式文書で示しているわけ

でございますけれども、その周知が足りないという御指摘だろ

うと思います。これについては、今後努力をさせていただきます

また、その手続につきましては、これは特に様式行為とか

いう形式的な協議を県に求めているわけではござい

ませんでして、例えば、簡単に言えばファクス程度で御相談があればそれで認

める。なぜそうしているかと申しますと、予算の関係上私どもとして把握をしておかなければいけ

ないし、またそういう面のチェックも必要だろうといふことでやつておりまして、あくまで形式張らないで迅速な処理に努めているところでござい

ます。○西山登紀子君 今改善をお約束いただいたわけ

で、私もこれは安心ができるなと思つたんですが、けれども、この自立指導員さんといふのは、いわば帰つてきた人にとつて親がわりであり命綱だと思

うんですよ。言葉は全くわかりません。そういう方にしてみたら本当に大事なことで、余りにも周知徹底というのかそういうのが大変おくれていて非常に残念なんです。

それで、大臣にお伺いいたしますけれども、確かに弾力条項はあるんですけれども、先ほど御説明がありましたように、自立指導員の派遣の期間というの

は厚生省だつていろいろ改善の手を打つてきていらつたんですよ。最初は一年だつたけれどもそれを二年にふやした。二年目の派遣の日数も六十日にふや

すとかいろいろやつてみたけれども足りないんですよ、考えていたよりもやっぱり言葉の習得だとか自立といふのは大変難しいことだといふことで改善を

図つていらつたわけなんです。ところが、この三年間という期間が、弾力条項

じゃなくて三年間という期間が据え置かれて既に十年になつて

いるわけですね。そこで、この三年という期間が大変短過ぎるという

ことは皆さんの御意見を私は伺ってまいりました。もう少し延ばし

てほしいんだけど、私が聞いた自立指導員の方は最低五年は必要だというようなお話があったわけです。

また、いろんなデータの中でも、厚生省からいただいた資料の中でも、本当に日本語が習得できる、うまくできるのに何年ぐらいかかるかという調査があるんですけども、孤児本人の場合は習得できるのに三年以上かかった人は実に四人に一人、二五%は習得するのに三年以上かかっているという実態調査があります。

また、就労状況につきましても、三年では三分の一が就職できていない、自立できていない。大変適応が難しい、定着が難しい、自立が難しいという実態はこういう調査でも明らかなんです。

ですから、厚生省もいろいろ努力をしてこれらたので、ひとつ十年間も据え置かれていたこの三年という期間につきましても、できれば自立指導員の方とかいろんな団体からも要望を聞いていただいで、本当にこれでいいのかということについてぜひもう一度研究し検討をしていただきたいと。十年据え置かれていたという問題につきましても、また三年目は十二日というふうに回数が非常に短くなっている、そのことも含めて大臣の御所見をお伺いして質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(小泉純一郎君) 長年生活してきたところから全く違った社会に溶け込む苦労というのは大変なものだと思います。特に、習慣が違うし言葉も違うということが一番困難な問題の一つだと思えますけれども、これまでそれぞれの希望もありましてできるだけ派遣をふやしたり、今では原則三年ということになっておりますけれども、いかに帰国者に日本社会に溶け込んでもらい自立を図るかということが大事のために派遣しているわけでありまして、それぞれ個人によっても実情は違うと思えます。置かれた環境とか本人の生活習慣とか、あるいはいろいろな地域の事情もあると思えますけれども、帰国者の実態に即して適切な派遣が行われるよう考えていかなきゃいかぬ

と思いますので、少しでも自立を促すような対処ができないか、努力をしていきたいと思っております。

○木暮山人君 自由党の木暮山人でございます。戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案についてお伺いしたいと思います。

〔委員長退席、理事尾辻秀久君着席〕

まず、援護法についてお伺いいたします。今回の改正は、基本額については恩給の改善に準じて一・一九%の引き上げとされています。一方、他の公的年金諸手当は物価スライドにより一・八%の引き上げが予定されております。基本額の改定率がなぜ物価スライドよりも低くなったのか、その理由を御説明願いたいと思います。

○説明員(黒羽亮輔君) 恩給の改善につきましては、従来から厚生年金等の公的年金の改正方式と異なりまして、毎年度毎年度公務員給与の改定率や消費者物価の動向等諸般の情勢を総合的に勘案した上で決定しております。平成十年度におきましてもこのような考えのもとに所要の改善を行うこととしたところでございます。

この結果、平成十年度における恩給改善率は一・一九%であり、物価上昇率を基準として改善率を決定することとしている公的年金の改善率を下回る結果となったものでございます。

〔理事尾辻秀久君退席、委員長着席〕

○木暮山人君 そもそも総合勘案方式の趣旨は、物価スライドよりも高い改定率を保障しようというものであったと思えます。公務員給与の改定率が物価よりも低い場合には、せめて物価上昇分の改定率を行う必要があると考えます。しかし、このような問題については、総務庁といたしましてどのようなお考えでしょうか。

○説明員(黒羽亮輔君) 恩給の改定に当たりましては、従来からその時々における社会経済情勢等を勘案いたしまして、最も適当な改善指標を採用してきたところでございます。

昭和六十二年からは公務員給与の改定率や消

費者物価の動向、こういった諸般の事情を総合的に勘案するいわゆる総合勘案方式、この方式を用いるようになったところでございまして、既に定着した方式となっております。

平成十年度におきましては、恩給の改善率が前年の物価上昇率を下回ることになりましたけれども、現時点ではこの方式を変えなければいけないといったような大きな社会経済情勢の変化があったとは考えておりません。したがって、この方式を変更する必要はないものと考えております。

○木暮山人君 次に、特別給付金支給法についてお伺いしたいと思います。

今回の継続支給の対象となる方々の平均年齢、予定件数について、まずお尋ねします。

また、この方たちの申請手続や必要書類について御説明いただきたいと思えます。これはどのような方で、申請書類が更新されていくのかということだと思えます。よろしく願います。

○政府委員(炭谷茂君) まず、対象年齢でございますが、約九十歳でございます。対象件数は八百十件でございます。

申請手続といたしましては、特別給付金請求書、請求者の戸籍謄本、遺族年金等の証書の写し等を市町村役場に提出していただく仕組みになっております。

○木暮山人君 対象者は、さきの大戦において最後に残された子供を亡くされた戦没者の父母であります。既に相当高齢化され、件数も大変少なくなつてきております。この方たちにこれまでと同じ請求主義に基づき同じように煩雑な手続を求めるのは大変困難ではないでしょうか。

個別にお知らせや申請書類をお配りして申請手続を簡素化することはもちろんのこと、ほぼ自動的に継続支給ができるよう工夫を行うべきではないかと思えますが、厚生省の御所見をお願いいたします。

○政府委員(炭谷茂君) この特別給付金の継続に当たりましては、前回の受給者であられましても

法律の要件を満たしているかどうかということを変更して確認する必要があるわけでございます。したがって、自動的に継続支給ということにはならないわけでございます。新たに受給者から申請手続をとっていただくことが必要になるわけでございます。

しかし、先ほど申しましたように、何分にも高齢化されている方でございますので、個別に厚生省から制度の案内を送りまして、申請を促すという努力はさせていただきたいと思っております。

○木暮山人君 最後に、原子爆弾被爆者に対する援護法に基づく特別葬祭給付金、昨年六月までに請求を行うこととされております。特別葬祭給付金の申請状況についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(小林秀實君) 今、先生がお尋ねの特別葬祭給付金のことでございますが、これは、平成六年十二月に成立いたしました原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づきまして、原爆死没者の方々と苦難をともに経験した遺族の方であります。御自身も被爆者である方々の二重の意味での特別の犠牲に着目して支給されたものでございます。

今、先生お話のありましたように、この給付金の請求期間は、法律によりまして平成七年七月一日から平成九年六月三十日までとなっております。既に請求期間は終了いたしましたところでございます。

結果といたしまして、最終的に特別葬祭給付金の請求件数は十四万三千六百二十三件という数字になっております。そして現在のところ、認定された方が十三万八千五百四十一件、それから審査中のものが千五百五十五件、却下等が四千二十七件となっております。

以上でございます。

○木暮山人君 どうもありがとうございます。これで質問を終わらせていただきます。

○西川きよし君 よろしくお願いたします。私も、まず戦没者の父母等に対する特別給付金

支給法に関連してお伺いいたします。

戦没者の父母等に対する特別給付金あるいは戦没者、戦傷病者の妻に対する特別給付金、そして遺族に対する特別弔慰金、それぞれの給付対象となる対象者と年齢層についてまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(廣谷茂君) 現在、請求を受け付けております戦傷病者等の妻に対する特別給付金の件数は約七万八千件、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金では約五十一万一件でございます。今回の戦没者の父母等に対する特別給付金は、先ほどお話ししましたように、八百十件と見込まれております。既に請求を受け付けて終了している戦没者等の妻に対する特別給付金については、約二十六万九千件が支給済みとなっております。

次に、受給者の平均年齢でございますけれども、特別給付金等の裁定は都道府県で行われておりますので、正確な数字は把握できないわけでございますけれども、援護年金の受給者の平均年齢から推定いたしますと、戦没者の妻の方は約八十歳、戦傷病者の妻の方で約七十歳前後、今回の戦没者の父母については約九十歳と極めて御高齢でございます。

○西川きよし君 ありがとうございます。

戦没者の妻でありますとかお父さん、お母さん、今お伺いいたしますと当然のこと毎回毎回高齢化されるわけですから、一昨年、戦没者の妻に対する特別給付金につきまして、対象者が高齢のため手続に気がつかず、家族がそのことを知って手続を行った時点で既に三年間の時効であったというお便りをいただきました。そのお便りの内容とともに、一昨年の十二月に予算委員会へ質問をさせていただきました。

その方のお住まいは大阪府大阪狭山市というところでございますけれども、時効までの三年間に広報に掲載した回数を私なりに調べさせていただきますと、大阪府が二回で、地元大阪狭山市が八回ということでした。

その中身についてですけれども、締め切りが書

かれていなかったということもございまして、広報のあり方についてとか、総理大臣、厚生大臣にももちろんですけれども、政府の広報について官房長官にもあのお尋ねをいたしました。自治体の広報については自治大臣にお考えをお伺いいたしました。各大臣、前向きに検討いたしました。研究をさせていただきますと、細かいこともたくさんございますが、当時の堀山官房長官にも御答弁をいただきました。

その後、各省におかれまして、検討していただいたのか、研究をさせていただいたのか、改善策をきょうはお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(小泉純一郎君) たしか一昨年です、ね、覚えております。質問をいただきましたので、請求漏れを防ぐような措置はどうかということで、今、西川議員の言われたように、その指摘を踏まえて、請求漏れを防止するため、いろいろな措置を講じてまいりました。

今回も自治体と連携しながら、請求期限がないということがありましたから、これからは請求期限を明記する、そして広報を推進している。なおかつ、行政側で把握できる特別給付金の対象者に対しては、新たな措置として未請求者の方々に個別に制度の内容を送付する。自動的に個別に案内が来ますから、ああ、こういうことができるのかなということがわかるはずですよ。

私は、こういう措置をすることによって、前回御指摘いただいたような請求漏れがほとんどなくなるんではないかと思っております。これからは細かな広報が推進できるように努力していきたいと思っております。

○説明員(佐島善行君) 政府広報の立場から御説明をさせていただきます。

政府広報におきましては、政府の各般の施策につきましても国民の御理解と御協力を得るために、その背景やあるいは具体的内容につきましても広く国民の皆様にお知らせをしております。ところでござい

ます。また、具体的な広報の実施に当たりましては、

国民各層の方々にわかりやすく情報を提供するということは非常に重要なことであるというふうにお考えをしております。広報対象の年齢層等も考慮いたしまして、適切に広報媒体を選定するとともに、広報内容につきましてもは極力わかりやすいものになるよう心がけておるところでございます。

なお、最近の事例で申し上げますと、請求期間中でございます戦没者等の遺族に対する特別弔慰金でございますが、これにつきましては、平成七年に新聞や有線放送を活用した広報を実施しましたが、請求期限まで半年となる昨年の十月以降にも新聞やテレビを活用した政府広報を実施したところでございます。

それから、最近において、さきの特別減税に関連して実施されました臨時福祉特別給付金でございますが、これにつきましても、その趣旨あるいは必要な手続、請求期限につきまして、政府広報を新聞やテレビを活用して実施したところでございます。

今後とも、御指摘の点も踏まえながら、国民生活に密接にかかわる各種の情報につきましても、きめ細かくわかりやすい広報に努めてまいりたいと考えております。

○説明員(井上源三君) 地方公共団体の広報についてのお尋ねでございますけれども、その広報誌が高齢者の方々に対しましてもわかりやすくそして読みやすいものとなるように努めることは必要なことであるというふうにお考えをしております。

例えば、関係部分の活字を大きくいたしますとか、二色刷りにいたしますとか、レイアウトにも心がけるとか、平易な文章にするとか、さまざまな方法はあろうかと思っております。こうしたためには、地方公共団体の創意工夫と担当者の方々の御努力にまわるところが大でございますけれども、自治省といたしまして、地方公共団体の広報担当者に対しまして広報広聴事務連絡協議会等におきまして、そうした旨のお話をさせていただいております。今後とも努力をさせ

ていただきたいと思います。

○西川きよし君 ありがとうございます。

この三月と申しますと、戦没者の遺族に対する弔慰金の時効期限に当たるわけですが、昨年の十月に担当の方にお伺いいたしますと、まだ三十万人程度の方々が手続を済まされていないというふうにお伺いしたんですけれども、微力ですが、私どももみんなマスメディアを通じて呼びかけさせていただいたんですけれども、現状ではいかがでございますでしょうか。

○政府委員(廣谷茂君) 特別弔慰金の対象者件数は、先ほどもお話ししましたけれども、百五十一万一件でございます。既に請求済みの方は約百三十三万一件、これは二月現在でございます。したがって、その未請求者は約十八万一件というふうに見込まれるわけでございます。

○西川きよし君 そこで一つ申請をされた方から、いつも私はお便りをもとに質問をさせていただくんですが、いただいたお便りです。この方は徳島県の方ですが、匿名ということでございまして、お許しをいただきたいと思うんです。

早速ですが、先週お話を戦没者弔慰金の件ですが、主人の父が戦死で今回も手続をしたのですが、いまだに何の連絡もありません。何度も役場へ問い合わせをしたが「そのうち」「そのうち」と言われ、再三の問い合わせに「役場は厚生省の手伝いをしてるだけだ」といじわるに言われ今日に至って居ります。戦死した父の遺族を受け取っているらしいです。戦死した父の遺族は主人だけです。主人はもう元気で今回の手続もしました。厚生省への問い合わせはどうか。是非教えて下さい。

こういうお便りをいただいたんです。この申請をしてから給付されるまで一年なり二年近くかかるということでございます。何とか生きてる間というふうなお便りもいただくんですけれども、年寄りというのには、我が家もそうですが、一体あれはどうなっているんやと、おれのこととは、

私のことはもう忘れられたのと違うかというふう
に心配をなさる方がたくさんいらっしゃるわけ
です。

そしてまた、この三月十一日の産経新聞も
ちよつと目にとまったんですけれども、聞いて
いただきたいと思ひます。ちよつと途中からでござ
いますけれども、

病弱な身で現在六十八歳。昨年十二月から今年
一月末まで復讐性肺炎で入院治療。現在も通院
加療中です。

遺族の方々の中には高齢者や病身の人々も多
いと思ひます。一年半も二年も待機して
うちに寿命の尽きる方々も多いと予測されま
す。

業務多忙と拝察されますが、もう少し早い支
給を願ふのは無理な注文でしょうか。

ということで、これは兵庫県明石市の六十八歳の
方なんです。

市町村のやむを得ないという事情もいろいろ聞
きます。窓口の方々も大変たくさん多岐にわた
ってお仕事していらっしゃるんです、こういうこ
とを余り無理を言ったらと気を遣うときもあるん
ですけれども、こういうお便りをいただいた、本
当に庶民の代弁者としてここで仕事をさせてい
ただいては以上は、申しわけないんですけれど
もいろいろお聞きいただきたいと思ひます。市町
村にお願ひをする必要があると思ひます、この
窓口で申請者の理解を求めるといふ意味で。

ですから、今回この特別弔慰金制度を継続する
に際して、この点についてまとめて御答弁をいた
だいて終わりたいと思ひます。

○政府委員(炭谷茂君) この特別弔慰金の支給が
一年二年というふうには非常に長く、一年以上か
かるといふことはあつてはならない、できるだけ早
くやらなくちゃいけないといふことは当然のこと
でございます。

現在、特別弔慰金の請求を受けている状況を見
てみますと、約百三十三万件のうち既に九割の方
には発行を終えております。残り九万件が未処理

になつてゐると。ですから、先ほど引用されまし
た兵庫県明石市の人にもこれに該当しているのじや
ないのかなといふふうには思われますけれども、こ
れにつきましては現在さらに急いでやつておりま
す。九万件のうち一万件は却下裁定で支給できな
いという方でございます、九万件のうちあと三
万件の人は、実は先月、最近請求をいただいた
いうものでございまして。

厚生省として、できるだけ事務処理の迅速化に
努めていきたい。また、都道府県、実務関係の発
行手続をしていただく大蔵省、日銀等にも迅速
化についてお願いをしていこうと思ひます。

○西川きよし君 ありがとうございます。

○委員長(山本正和君) 他に御発言もないよう
ですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もな
いようですから、これより直ちに採決に入ります。

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母
等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法
律案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本正和君) 全会一致と認めます。
よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決
すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ
を委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議
ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山本正和君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時二分散会

三月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、遺伝子組換え食品の表示の義務化と安全性
チェックの強化に関する請願(第六六五号)

一、社会福祉士制度の拡充による保健・医療機
関で働くソーシャルワーカーの資格化に関する
請願(第六六七号)

一、国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強
化に関する請願(第六七〇号)(第六七一
号)(第六七二号)(第六七三号)(第六七五号)(第
六六七号)(第六七七号)(第六七八号)(第六七
九号)(第六八〇号)(第六八一号)(第六八二
号)(第六八三号)(第六八四号)(第六八五号)
(第六八六号)

一、差別を生むエイズ予防法の廃止に関する請
願(第六九二号)

一、療術の法制化に関する請願(第六九三号)

一、差別を生むエイズ予防法の廃止に関する請
願(第六九五号)

一、保育・児童保育の公的保障の拡充と国の予
算大幅増額に関する請願(第七〇五号)

一、社会福祉士制度の拡充による保健・医療機
関で働くソーシャルワーカーの資格化に関する
請願(第七〇七号)

一、医療保険制度改悪反対、医療の充実に関す
る請願(第七一五号)(第七一六号)(第七一七
号)(第七一八号)

一、社会福祉士制度の拡充による保健・医療機
関で働くソーシャルワーカーの資格化に関する
請願(第七二三号)

第六六五号 平成十年二月二十七日受理
遺伝子組換え食品の表示の義務化と安全性チェッ
クの強化に関する請願

請願者 愛知県海部郡佐織町諏訪字郷東八
三ノ八 伊藤茂 外一万六千二百
五名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第六六七号 平成十年二月二十七日受理
社会福祉士制度の拡充による保健・医療機関で働
くソーシャルワーカーの資格化に関する請願

請願者 名古屋市天白区島田三ノ三〇四ノ
三一〇 小川みのり 外三百名

この請願の趣旨は、第二〇三号と同じである。

第六七〇号 平成十年二月二十七日受理
国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関
する請願

請願者 兵庫県豊岡市下陰二二七 福井有
紀 外一万三千五百五十八名

紹介議員 今井 澄君

建設国保組合は建設労働者・職人にとつて命の
網であり、健全運営の確保と医療費削減を目指し
て努力を重ねてきた。また国民は医療の拡充を求
めているが、昨年八月に公表された医療保険抜本
改革の厚生省案は、大幅な患者負担増と国庫補助
の削減が突出したものととなっている。薬価差益の
解消や診療報酬体系の見直しなど医療費の無駄を
省くことこそ抜本改革であり、患者負担増や国庫
補助削減のみの改革は、国民の願いから大きく隔
たつたものである。

ついでに、次の事項について実現を図られた
い。

一、建設国保組合を今後とも育成・強化するこ
と。そのため当面、現行の給付水準と国庫補助
を確保すること。

二、医療保険制度の見直しに当たっては、薬価制
度及び診療報酬の適正化を進め、国民負担を増
やさないこと。

三、公費負担の拡充を基本に、高齢者医療制度を
充実させること。

四、公的介護保障の拡充を図るため、十分検討す
るとともに、必要な基盤整備を国の責任で着実
に進めること。

第六七一号 平成十年二月二十七日受理
国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関
する請願

請願者 東京都保谷市下保谷五ノ三ノ二四

ノ二〇一 奥中清香 外一万二千九百五十八名
紹介議員 一井 淳治君
この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第六七二号 平成十年二月二十七日受理
国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関する請願
請願者 東京都町田市大蔵町二、九四八ノ一 秋元緑 外一万二千九百五十八名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第六七三号 平成十年二月二十七日受理
国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関する請願
請願者 東京都福生市福生二、三一五ノ四 関根欣子 外一万二千九百五十八名
紹介議員 前川 忠夫君
この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第六七五号 平成十年二月二十七日受理
国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関する請願
請願者 兵庫県城崎郡香住町香住二二〇 松岡徳男 外百九十九名
紹介議員 渡辺 孝男君
この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第六七六号 平成十年二月二十七日受理
国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関する請願
請願者 埼玉県所沢市東所沢和田三ノ四ノ九 近藤幸子 外二万四千三名
紹介議員 猪熊 重二君
この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第六七七号 平成十年二月二十七日受理
国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関する請願
請願者 東京都東村山市青葉町二ノ二九ノ一五 林信子 外二万四千四名
紹介議員 魚住裕一郎君
この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第六七八号 平成十年二月二十七日受理
国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関する請願
請願者 東京都板橋区蓮根二ノ一〇ノ四 鎌田和江 外二万四千四名
紹介議員 及川 順郎君
この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第六七九号 平成十年二月二十七日受理
国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関する請願
請願者 東京都羽村市緑ヶ丘二ノ九ノ四 高木幸一 外二万四千三名
紹介議員 加藤 修一君
この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第六八〇号 平成十年二月二十七日受理
国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関する請願
請願者 東京都杉並区成田東一ノ三六ノ八 笹田己由 外二万四千一名
紹介議員 木庭健太郎君
この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第六八一号 平成十年二月二十七日受理
国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関する請願
請願者 東京都北区赤羽台三ノ一四ノ二八ノ一〇四 岩館高志 外二万四千四名
紹介議員 高野 博郎君

この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。
第六八二号 平成十年二月二十七日受理
国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関する請願
請願者 東京都田無市向台町一ノ二ノ一四ノ二〇一 郡山弦一郎 外二万四千名
紹介議員 但馬 久美君
この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第六八三号 平成十年二月二十七日受理
国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関する請願
請願者 東京都台東区日本堤一ノ一ノ一 植野学 外二万四千四名
紹介議員 松 あきら君
この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第六八四号 平成十年二月二十七日受理
国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関する請願
請願者 東京都練馬区東大泉四ノ四ノ一二ノ四二二 岡田泰彦 外二万四千四名
紹介議員 山本 保君
この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第六八五号 平成十年二月二十七日受理
国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関する請願
請願者 東京都日野市多摩平三ノ一ノ一 山下万子 外三万四千四百六十六名
紹介議員 横尾 和伸君
この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第六九〇号 平成十年二月二十七日受理
国民医療の拡充、建設国保組合の育成・強化に関する請願
請願者 東京都八王子市横川町六〇七ノ三 大澤道明 外五千三百七十二名
紹介議員 上山 和人君
昭和六十二年の「神戸事件」、「高知事件」などのエイズパニックを機に、厚生省は「エイズ予防法」(後天性免疫不全症候群の予防に関する法律)案を作成し、血友病患者団体などの反対にもかかわらず、翌年、国会は強行採決した。平成元年二月から施行された「エイズ予防法」は、HIV感染者の住所・氏名を都道府県知事に通報することを医師に求めるなど、患者の基本的な人権を無視した社会防衛の思想に基づいた法律であり、エイズという病気に対する偏見、差別を助長し、社会に定着させ、HIV感染者・患者が隠れるようにして生きなければならないところに追い込むことで、被害を隠蔽(いんべい)しようとする意図で制定されたものである。HIV訴訟の和解成立から一年半たつても、感染者・患者に対する偏見、差別は消えていない。

一、「エイズ予防法」を制定した誤りを認め、謝罪し、この法律を廃止すること。
二、今後、感染症に関する法律を新たに制定し施行するときは、憲法や国際人権規約を踏まえた患者の基本的な人権を尊重したものにすること。

第六九三号 平成十年二月二十七日受理
療術の法制化に関する請願(三通)

請願者 川崎市幸区河原町一ノ二ノ四一五 八巻ちよ 外一万二千九百五十八名
紹介議員 薬科 瀧治君
この請願の趣旨は、第六七〇号と同じである。

第六九二号 平成十年二月二十七日受理
差別を生むエイズ予防法の廃止に関する請願
請願者 東京都八王子市横川町六〇七ノ三 大澤道明 外五千三百七十二名
紹介議員 上山 和人君

昭和六十二年の「神戸事件」、「高知事件」などのエイズパニックを機に、厚生省は「エイズ予防法」(後天性免疫不全症候群の予防に関する法律)案を作成し、血友病患者団体などの反対にもかかわらず、翌年、国会は強行採決した。平成元年二月から施行された「エイズ予防法」は、HIV感染者の住所・氏名を都道府県知事に通報することを医師に求めるなど、患者の基本的な人権を無視した社会防衛の思想に基づいた法律であり、エイズという病気に対する偏見、差別を助長し、社会に定着させ、HIV感染者・患者が隠れるようにして生きなければならないところに追い込むことで、被害を隠蔽(いんべい)しようとする意図で制定されたものである。HIV訴訟の和解成立から一年半たつても、感染者・患者に対する偏見、差別は消えていない。

一、「エイズ予防法」を制定した誤りを認め、謝罪し、この法律を廃止すること。
二、今後、感染症に関する法律を新たに制定し施行するときは、憲法や国際人権規約を踏まえた患者の基本的な人権を尊重したものにすること。

第六九三号 平成十年二月二十七日受理
療術の法制化に関する請願(三通)

請願者 東京都品川区南品川五ノ一三ノ一

一 松本徳太郎 外二名

紹介議員 小野 清子君

現在、法制度に定めがないため放任状態に置かれていた療術（カイロ手技・電気・光線・温熱・刺激療法）を法律上の位置付けに合せて国民から信頼される療術師の育成を図るため、療術に関する法制度を設けられた。

理由

療術（カイロ手技・電気・光線・温熱・刺激療法）は、医療類似行為の一環であるが、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復とは異なる業務として、昭和五年以降許可されてきた。占領政策によつて昭和二十二年に禁止となり、以来、法的には新規療術師の育成は許されていないが、昭和二十二年以前に業として営んでいた療術師については、その禁止期限は度々延長され、昭和三十九年に一代限りの届出医療類似行為業者として、療術を営むことが許可されている。療術は既に国民の間に定着しており、その健全な在り方、制度化を望む地域住民の声も強い。しかし現状は、昭和三十五年に最高裁判所が無資格者による療術行為について、「有害の虞のない療術行為の禁止、処罰は違法である。」と判示してから放任状態にあり、適正な取扱いが行われず、今日に至っている。よつて、速やかに法制度を整備し、資質の向上を期するとともに、業務を適正に行わさる必要がある。

第六九五号 平成十年二月二十七日受理

差別を生むエイズ予防法の廃止に関する請願

請願者 横浜市青葉区美しが丘西三ノ一四

ノ六 深谷和子 外千六百四十五

名

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第六九二号と同じである。

第七〇五号 平成十年三月四日受理

保育・学童保育の公的保障の拡充と国の予算大幅

増額に関する請願

請願者 静岡県伊東市川奈一、一八三ノ一

二七 蘇武千代野 外千九百九十九

紹介議員 田浦 直君

この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

第七〇七号 平成十年三月四日受理

社会福祉士制度の拡充による保健・医療機関で働くソーシャルワーカーの資格化に関する請願

請願者 神奈川県秦野市下大槻四一〇三

神厚 外二百三十名

紹介議員 浜四津敏子君

この請願の趣旨は、第二〇三三号と同じである。

第七一五号 平成十年三月五日受理

医療保険制度改悪反対、医療の充実に関する請願

請願者 長野県塩尻市柿沢五〇二ノ二 熊

谷和義 外千二名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第七一六号 平成十年三月五日受理

医療保険制度改悪反対、医療の充実に関する請願

請願者 長野県東筑摩郡山形村二、四九一

ノ二 加藤哲夫 外千二名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第七一七号 平成十年三月五日受理

医療保険制度改悪反対、医療の充実に関する請願

請願者 長野県松本市征矢野二ノ一ノ一

六 奈良井秀弘 外千三名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第七一八号 平成十年三月五日受理

医療保険制度改悪反対、医療の充実に関する請願

請願者 長野県南安曇郡奈川村二、四三九

ノ一 齊藤安司 外千二名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第七二三号 平成十年三月五日受理

社会福祉士制度の拡充による保健・医療機関で働くソーシャルワーカーの資格化に関する請願

請願者 神奈川県平塚市南金目三八〇ノ四

〇四 塩田哲也 外四百三十名

紹介議員 浜四津敏子君

この請願の趣旨は、第二〇三三号と同じである。

三月十七日本委員会に左の案件が付託された。

第八条第二項の表を次のように改める。

障害の程度		年	金	額
特別	第一項 症	第一項 症の年金額に三、九六八、三〇〇円以内の額を加えた額	五、六六九、〇〇〇円	
第二	第二項 症		四、七二四、〇〇〇円	
第三	第三項 症		三、八九〇、〇〇〇円	
第四	第四項 症		三、〇七八、〇〇〇円	
第五	第五項 症		二、四九一、〇〇〇円	
第六	第六項 症		二、〇一四、〇〇〇円	
第一	第一款 症		一、八三五、〇〇〇円	
第二	第二款 症		一、六七〇、〇〇〇円	
第三	第三款 症		一、三四〇、〇〇〇円	
第四	第四款 症		一、〇七八、〇〇〇円	
第五	第五款 症		九五二、〇〇〇円	

第八条第七項の表を次のように改める。

障害の程度	金	額
第一款 症	六、〇三一、〇〇〇円	

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二款症	五、〇〇二、〇〇〇円
第三款症	四、二九一、〇〇〇円
第四款症	三、五二五、〇〇〇円
第五款症	二、八二八、〇〇〇円

第八条の二第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に三、〇二五、三〇〇円以内の額を加えた額		
第一項症		四、三二一、八〇〇円	
第二項症		三、六〇四、七〇〇円	
第三項症		二、九七九、一〇〇円	
第四項症		二、三六一、五〇〇円	
第五項症		一、九二〇、五〇〇円	
第六項症		一、五五六、三〇〇円	
第一款症		一、四一四、七〇〇円	
第二款症		一、二八七、六〇〇円	
第三款症		一、〇三五、三〇〇円	
第四款症		八三六、六〇〇円	
第五款症		七三五、九〇〇円	

第八条の二第三項の表を次のように改める。

障害の程度	金	額
第一款症	四、五九七、一〇〇円	
第二款症	三、八一四、五〇〇円	
第三款症	三、二七一、四〇〇円	
第四款症	二、六八七、八〇〇円	
第五款症	二、一五六、六〇〇円	

平成十年三月三十一日印刷

平成十年四月一日発行

第二十六条第一項中「百九十万八千八百円」を「百九十三万三千五百円」に改める。
第二十七条第一項中「百九十万八千八百円」を「百九十三万三千五百円」に、「百五十一万四千八百円」を「百五十三万四千五百円」に改め、同条第三項の表中「四七四、二二〇円」を「四八二、三二〇円」に、「三七七、三二〇円」を「三八四、二二〇円」に、「二六一、〇一〇円」を「二六六、五一〇円」に改める。
(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正)
第二条 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
第三条に次の一項を加える。
10 前項の特別給付金を受ける権利を取得した者であつて、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から五年を経過した日において第五項各号のいずれかに該当し、かつ、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から五年を経過した日の前日までの間にその者と氏を同じくする子又は孫を有するに至らなかつたものには、特別給付金を支給する。
第五条第一項中「九十万円」の下に、「同条第十項の特別給付金にあつては百万円」を加える。
附則 第二項中「第九項」を「第十項」に改める。
この法律は、平成十年四月一日から施行する。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局